

将来のまちのイメージ

「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」という基本目標をより分かりやすく表すために、計画書では、次の5つのまちのイメージとそれぞれのイメージに対応するキーワードを設けています。

【内がイメージに対するキーワードです。

◆市民一人ひとりが輝いて生きるまち

市民一人ひとりが生きがいをもって、充実感あふれる日常生活を送ることができるまちづくりを目指します。

ワードに、人権、平和、文化、芸術、生涯学習といった分野で連携・協力しながら各施策を推進していきます。

◆子どもたちの笑顔があふれるまち

子育て世代が夢と希望をもって子育てができ、子どもたちが学びや遊びを通じて生き生きと成長できるまちの実現に向けて取り組みます。

【すこやか・はぐくみ】をキーワードに福祉、教育分野で連携・協力しながら各施策を推進していきます。

◆みんなが安心して暮らせる安全なまち

お互いに支え合い、助け合う気持ちをはぐくみ、災害や危機、犯罪などに対しても安心感をもって暮らせるまちを目指し全力を注ぎます。

【あんしん・あんぜん】をキーワードに福祉、保健、医療、防災、防犯といった分野で連携・協力しながら各施策を推進していきます。

◆水と緑ゆたかな美しいまち

一人ひとりが都市環境に関する意識をもち、豊かな自然や美しい景観を楽しむことのできるまちの実現に向けて取り組みます。

【うるおい・かいてき】をキーワードに環境、景観、都市整備といった分野で連携・協力しながら各施策を推進していきます。

◆人々が楽しく交流する元気なまち

市民が市内の魅力を見出すとともに、多くの人が西宮を訪れ、魅力を感じることを出来るまちを目指します。

【にぎわい・そとこ】をキーワードに学術、観光、産業といった分野で連携しながら各施策を推進していきます。

概要版の配布など

計画書は市役所一階売店で販売（1冊2000円）しているほか、市のホームページで見ることが出来ます。また、概要版を市役所本庁舎、各支所・サービス

センター、アクタ西宮ステーションで無料配布しています。

計画の策定経過やお寄せいただいたパブリックコメントなどの内容についても市のホームページ（アドレスはページ下参照）で公表しています。

市民の皆さんとともに歩む



条例の趣旨や目的などを記載したパンフレットを参画・協働推進グループ（市役所本庁舎4階）などで配布

「西宮まちなみ発見クラブ」で、美しい景観づくりについで、美しい景観づくりについて意見を出し合おう



「出前講座」

参画と協働の手法を学ぶ

条例の考え方や参画・協働の手法など、市が進めている参画と協働によるまちづくりについて、より多くの皆さんに知ってもらおうと出前講座を実施しています。

申込方法など問合せは参画・協働推進グループへ。

参画の手法

意見提出手続（パブリックコメント）

市の機関が政策の案を公表し、それに対して市民等の皆さんの意見を取りまとめ、意見に対する市の機関の考えを公表する制度です。

説明会など

「説明会」、「意見交換会」、「公聴会」などで直接市民の皆さんからの意見を聞き、または意見を交換する場について定めたものです。内容によっては地域ごとに開催するなど、少しでも多くの方の意見をいただく機会を設けます。

政策提案手続

市民の皆さんが、市の機関に対して政策等を提案することができる制度です。ただし、この制度は10人以上の連署が必要になります。

政策公募手続

市の機関が公募したい政策等についての案を広く市民等の皆さんに対して募集し、提案してもらおう制度です。

附属機関等

附属機関等の委員に幅広い分野から人選するとともに、公募委員を募るなど、市民の皆さんの市政への参画を進めます。また、会議を原則公開し、市政の透明性を図ります。

住民投票

市長が市政に関して、市民の皆さんの意見を直接問う必要があると認める時に実施できる制度です。

「西宮市参画と協働の推進に関する条例」が始まる

もっとうちをよくなる西宮へ

市は「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を多くの市民の皆さんに積極的に活用してもらうことにより一層の参画と協働によるまちづくりを進めていきます。ここでは条例で定める参画の手法や協働の手法などを紹介します。

問合せは参画・協働推進グループ（0798・353764）へ。

参画と協働を進める仕組み

参画と協働の取り組みを公表

市長は市民等の参画と協働の取り組み予定や取り組み状況を取りまとめ、公表します。

検証制度

市長は参画と協働の取り組み状況を市の機関以外の第三者（評価委員会）によって検証します。また、検証の結果も公表します。

協働の手法

協働事業提案手続

市の機関に対して協働事業を提案することができる制度です。また、団体だけでなく個人でも提案ができます。

コミュニティ活動への支援

市の機関は地域コミュニティ活動の役割、自主性を尊重して地域などで活躍する人材の育成などを支援していきます。

平成21年4月1日

組織改正の概要

産業振興施策の充実など

市は事務事業の進捗（しんちよく）に伴い組織の統廃合を行うとともに、今日的な課題に対応するため必要な組織改正を平成21年4月1日に行いました。主な改正内容は次

- ① 産業振興施策の充実を図るため、市民局に産業振興を所掌する「担当理事」を設置するとともに、現行の「産業振興グループ」に加え、「定額給付金担当課」を「定額給付金・産業政策グループ」とし、組織を強化
- ② 交通安全対策業務を土木局から防災・安全局へ移管し、防犯との一体的な取り組みを強化
- ③ 教育委員会においては、学校情報化の本格的推進に当たり「学校情報化推進グループ」を、また、特別支援教育の充実に向けた取り組みを図るため「特別支援教育グループ」を設置

学校施設

安全な学習環境へ

耐震化推進計画を作成

市は学校施設の「耐震化推進計画」を策定しました。学校施設は子どもたちの学習、生活の場であるとともに、非常災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は重要です。

対象となる全ての学校施設の耐震化を平成23年度までに行います。21年度には大規模な地震で倒壊または崩壊する危険性が高いとされる施設を優先し、残りの対象施設は、順に耐震化を行います。計画的に学校施設の耐震

化を行い、安心で安全な子どもたちの学習環境の確保に努めていきます。

耐震化の方法は補強により建物の強度を上げる耐震補強と施設を建て替える方法があります。

学校施設の耐震化推進計画などは、市のホームページ（アドレスはページ下参照）に掲載しているほか、施設計画グループ（市役所東館7階）で閲覧することが出来ます。

問合せは施設計画グループ（0798・353764）へ。

- 「定額給付金」と「子育て応援特別手当」については、本紙と同時配布する案内をご覧ください。